

住宅の助成事業を 活用してみませんか

住宅の新築や増改築、空き家の有効活用を目的とした、住宅に係る助成事業を行っています。この機会に活用を考えてみませんか。お気軽にお問い合わせください。

住みたい住宅応援事業



交付対象となる経費	補助率	補助上限額	備考
新築住宅及び改修 (二世帯住宅への増築及び改築)	1/2	300万円	助成額が上限額に満たない場合は、対象費用の1/2を助成します。
空き家改修(空き家リフォーム)		100万円	
空き家の環境整備(空き家の解体)		50万円	
家財の処分 (空き家の生活用品の処分)		15万円	

街なみ景観整備事業

交付対象となる経費	補助率	補助上限額	備考
・かやぶき屋根の修繕	1/2	100万円	それぞれの費用の合算
・壁、天井、床に断熱材を入れる工事	1/2		
・窓等を高気密高断熱化	1/2	100万円	それぞれの費用の合算
・太陽光発電整備の設置			
・蓄電池の設置			
・エコキュートの設置	1/2	100万円	規定する工事に要した費用の合算額が40万円以上のものに限る
・既存住宅のバリアフリー化 (改修に附帯して必要となる費用も含む)			

※住みたい住宅応援事業と街なみ景観整備事業の併用はできませんのでご注意ください。

●お問い合わせ 農林建設課 ☎37-2115 (担当:村山・鈴木)

子育て世帯向け宅地貸付及び譲渡制度

無償
分譲

七ヶ宿町定住促進宅地

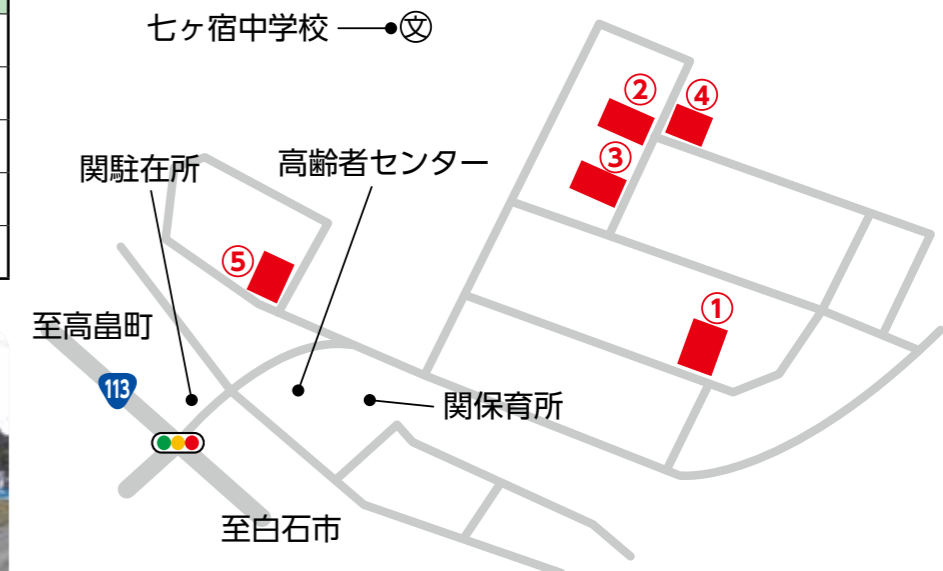
町では、町有地を子育て世帯向け住宅用地として無償で貸付けて、その貸付期間に住宅を建築し居住した後に土地を無償で譲渡します。

- 貸付期間 3年間(無償)
- 保証金 10万円(契約締結日に支払い)
- 建築条件 貸付から2年の間で住宅を新築してください
- 対象者
 - ・概ね40歳未満のご夫婦で、義務教育終了までの子どもがいる方
 - ・七ヶ宿町に住民登録をして定住する方 ※既に町内に居住されている方も対象
 - ・市町村税等を滞納していない方
 - ・反社会的勢力に該当しない方
- 申込方法 貸付申請書に必要事項を記入し、下記の必要書類を添えてふるさと振興課に提出してください。申請書類はふるさと振興課に設置しているほか、町のホームページからダウンロードできます。

- ・住民票謄本
- ・納税証明書(納税義務を有する方全員分)
- ・確約書(印鑑証明書添付)
- ・住宅建築計画書

場 所

番号	住 所
①	七ヶ宿町字瀬見原 22 番地
②	七ヶ宿町字瀬見原 44 番地
③	七ヶ宿町字瀬見原 46 番地
④	七ヶ宿町字瀬見原 61 番地
⑤	七ヶ宿町字瀬見原 113 番地



●お問い合わせ ふるさと振興課 ☎37-2194 (担当:津川)